

休眠預金等活用法の一部を改正する法律のポイント

1. 支援体系の見直し

①ソーシャルセクターの担い手の育成の明確化

- 社会課題解決に休眠預金を活用することを法の目的としているが、この分野を支えるソーシャルセクターの担い手の育成そのものがますます必要に

➤ 法第1条（法の目的）に**ソーシャルセクターの担い手の育成**を明記

②非資金的支援による団体の能力強化

(別紙1参照)

- 制度創設時、資金的支援に主眼
- 実行上行われてきた非資金的支援がソーシャルセクターの担い手の育成や能力強化に不可欠との認識がこれまでの運用を通じ現場に浸透

- 人材・情報面からの**非資金的支援**を法律に明記
➤ もっぱら当該支援を行う**活動支援団体**を創設

③出資の実現による資金的支援の多様化

(別紙2参照)

- 制度創設当初は助成に専念し、制度の確立を目指すこととし、法律上可能な資金分配団体による出資は見合せ
- 出資解禁への現場のニーズの高まりを受け、より円滑な出資による支援を可能とする必要

- 指定活用団体から資金分配団体への資金提供手法として新たに**出資**を追加

2. 支援範囲の整理

④国際協力への支援

- 国内で外国人支援等を行うNGO等の活動に本制度が利用可能であることが十分浸透せず
- 外国人との共生社会の実現等に多くの課題

➤ 社会課題の背景として例示されている人口の減少と高齢化の進展に**国際化**を追記し、日本語教育など国内での外国人支援等に活用可能であることを明確化

3. 安定的・効果的な制度運用のための見直し

⑤指定活用団体の事務費特例の延長

- 指定活用団体の事務費は令和5年度末までは交付金で賄うとの特例（原則：運用資金の運用益で賄う）
- 低金利環境では原則の適用は困難

➤ 特例を**5年間延長**（令和10年度末まで）

⑥法の見直し規定

➤ 5年後を目途とする**見直し規定**を継続

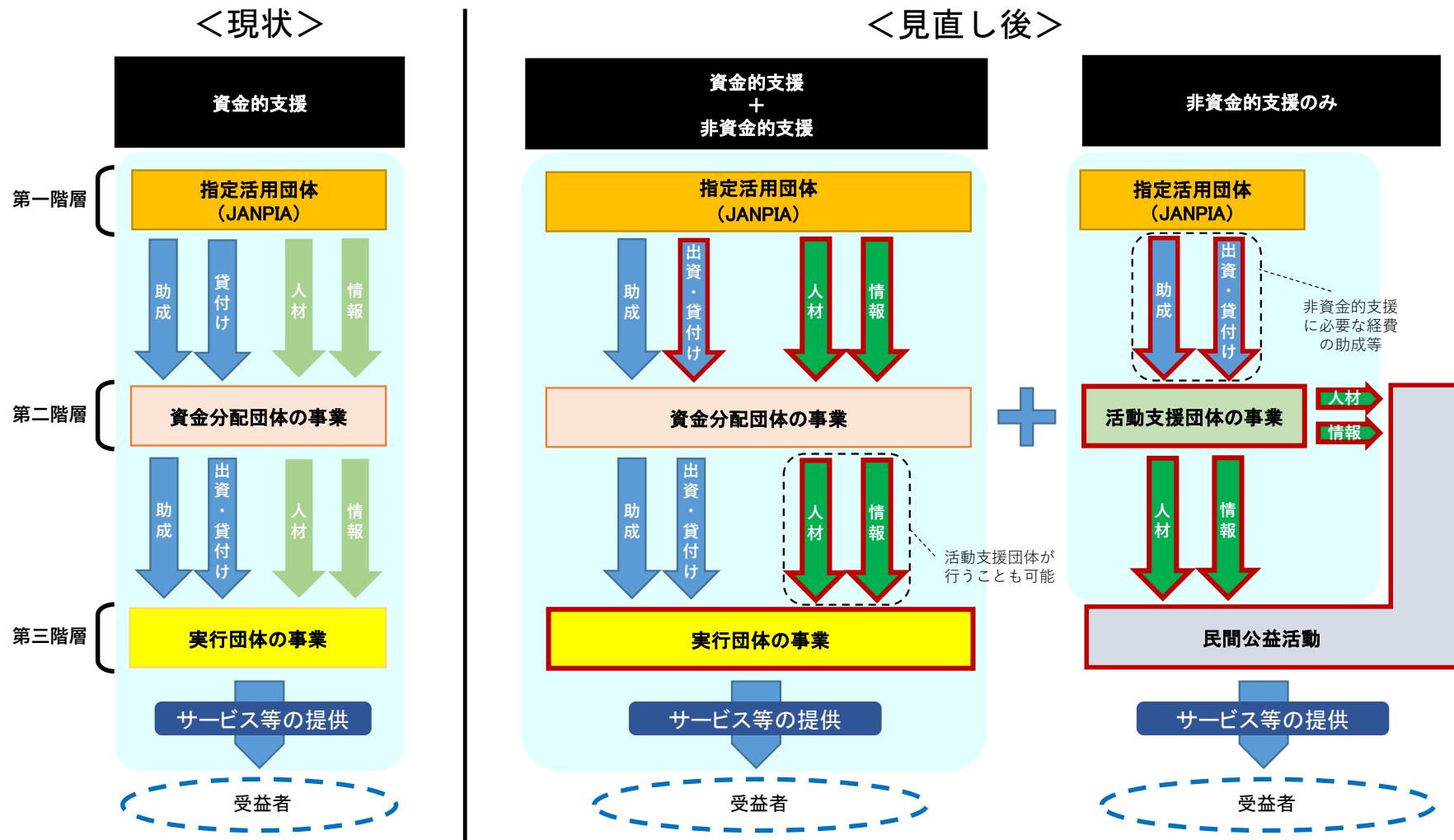
非資金的支援による団体の能力強化

別紙1

- ・資金的支援を主軸とする現行の支援体系に、人材・情報面からの支援を追加し、法律に位置付ける
- ・活動支援団体を創設し、資金配分を伴わない中間支援活動であって、将来の休眠預金等活用事業への参入に資する事業等も、支援体系の第二階層に位置付ける

【イメージ図】

(注)赤枠は、法律で明確化する部分



■ 出資の意義・目的

- ・生み出される利益や形成される資金調達環境を有効に活用し、社会課題の解決に向けた取組を一層強化

■ JANPIAの組織体制等

- ・資金分配団体に対する出資に関する専門性（出資判断・市場対話・評価）への対応については、必要な人員・体制を確保

■ 具体的な制度設計

- ・出資対象の実行団体は、初期段階のスタートアップなど民間資金が十分ではない社会の諸課題の解決を図る事業に取り組む団体。出資規模は5～10億円程度（10億円程度のファンドを毎年度1～2ファンド組成）を想定。利益等は指定活用団体へ分配

■ 出資スキーム

- ・指定活用団体からの出資についても、実現可能となるよう法改正。ファンド出資型と法人出資型を並置

【イメージ図】

例A 資金分配団体となるファンドが、実行団体へ出資を行う場合（ファンド出資型）



例B 資金分配団体となる法人が、実行団体へ出資を行う場合（法人出資型）

